設 計 図 書 質 疑 応 答 書

１．告示等　令和7年6月3日　石岡市告示第552号

２．件　名　公用車賃貸借(社会福祉課)【債務負担行為】

	質問事項	回答
1	告示文書に賃貸借期間:納車日から84ヶ月間と記載されておりますが、登録日から84ヶ月と考えてよろしいでしょうか？ (一般的に、車両登録日＝車検開始日＝リース開始日です。コンプライアンス上の理由で、登録後に付属品取り付け、文字記入の作業を行う為、車両登録当日の納車は出来ません。)	賃貸借期間は質疑の通り、納車日（を属する月）からリース開始としてください。
2	登録日から納車日まで1週間程度空きますが、その間、代車提供でよろしいでしょうか？	納車までの期間の代車は不要です。令和7年7月31日までに仕様書「3.車両仕様」の規格をクリアした同等車両を納車してください。なお、条件を満たしていれば新規生産車でなくとも問題ありません。
3	ドライブレコーダーに付属するmicroSDカードは、本体へ挿入する1枚のみでよろしいでしょうか？(予備カードは不要ですか？)	予備カードは不要です。
4	タイヤ交換はラジアルタイヤのみでよろしいですか？(冬用タイヤ不要ですか？)	冬用タイヤは不要です。
5	点検整備時の工場への車両持ち込みは、石岡市様で実施していただけますか？ 若しくは、工場による引取納車が必須ですか？	当市で整備工場持ち込み可能です。ただし、仕様書「２　納入場所」から30km以内とします。
6	「契約書」はリース会社所定の様式にて締結可能ですか？	落札者と協議により決定します。
7	納車日が令和7年7月31日とありますが、メーカーの生産状況からこの日までに納車できない可能性があります。 納車日に関して猶予等はございますでしょうか。	納車日に関しては仕様書のとおり令和7年7月31日までとなります。 なお、仕様書「3.車両仕様」の規格をクリアした同等車両であれば新規生産車でなくとも問題ありません。